

岩手県告示第137号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県立美術館企画展の前売観覧券の販売及び観覧券販売に係る収入金の収納に関する事務を平成31年2月12日次の者に委託した。

平成31年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
盛岡市内丸16番16号	合同会社ホームシックデザイン